

小川村結婚支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小川村結婚支援事業における結婚支援員の配置及び相談者登録並びに結婚支援事業補助金について必要な事項を定め、少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化傾向の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小川村結婚支援員 結婚を希望する者の仲立ち等結婚に至る支援のための活動をする者で、村長が適当と認めた者をいう（以下「結婚支援員」という。）。
- (2) 定住 本村の住民として永く住む意思をもって居住し、本村の住民基本台帳に記録され、村内に生活の本拠を有することをいう。
- (3) 相談者 異性との交際あるいは結婚を目的とした活動について、結婚支援員への相談を希望する者で、村長が適当と認めた者をいう。

(結婚支援員の登録)

第3条 結婚支援員として活動しようとする者は、村長が行う登録を受けるものとする。

2 結婚支援員の定数は、若干名とする。

(守秘義務)

第4条 結婚支援員は、その活動により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(結婚支援員の登録手続等)

第5条 第3条の登録を受けようとする者は、小川村結婚支援員登録申込書（様式第1号）を村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定により登録申込みがあったときは、これを審査し、適当と認める者を結婚支援員として登録し、小川村結婚支援員登録通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

3 村長は、前項の規定による審査において、次の各号のいずれかに該当する者は、結婚支援員として登録しないものとする。

- (1) 申込みをした日において、満30歳未満の者

(2) 申込みをした日において、独身の者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は小川村暴力団排除条例（平成23年小川村条例第23号）第2条に規定する暴力団関係者

(4) 結婚相談業を生業としている者

(5) 前各号に掲げるもののほか村長が結婚支援員として不適当と認める者

4 村長は第2項により登録された結婚支援員に対し、予算の範囲内で別表のとおり活動費を支払うことができる。

（結婚支援員登録の辞退及び取消）

第6条 結婚支援員が、登録を辞退する場合には、村長に届け出るものとする。

2 村長は、前項に規定する届出があった場合のほか、結婚支援員が申込みの際に誓約した事項に違反したとき、又は登録事項に虚偽があったときは、当該結婚支援員の登録を取り消すものとする。

（結婚支援員の任務）

第7条 結婚支援員の任務は次によるものとする。

(1) 結婚希望者の相談、出会いの仲介等必要な活動を行うものとする。

(2) 婚活事業に関する情報の収集及び提供を行うものとする。

(3) 村や関係機関との連絡調整及び協力を行うものとする。

2 結婚支援員の任務を行ったときは、活動内容を翌月の10日までに小川村結婚支援活動報告書（様式第3号）により村長に提出するものとする。

3 第7条第1項に規定する任務のため相談者と連絡を取る際は、個人情報漏えい防止、迷惑行為防止等の観点から、公用の情報通信機器を用いることとし、個人での連絡先等の交換は行わないこととする。

（相談者登録の申込手続等）

第8条 結婚支援員への相談を希望する者は、小川村結婚相談者登録申込書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、小川村結婚相談者台帳に登録しなければならない。

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。

4 村長は、次の各号のいずれかに該当する者は、相談者として登録しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は小川村暴力団排除条例（平成23年小川村条例第23号）第2条に規定する暴力団関係者

(2) 前各号に掲げるもののほか村長が相談者として不適当と認める者
(相談者登録事項の変更の届出)

第9条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた相談者登録申込者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を村長に届出なければならない。

(相談者登録の抹消)

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、相談者登録を抹消し、その旨を当該登録者に通知するものとする。

- (1) 交際、結婚等に至ったとき。
- (2) 相談者登録抹消の届出があったとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) その他、村長が適当でないと認めたとき。

(法令順守)

第11条 相談者は、本要綱の趣旨や内容を順守し、結婚支援員及び関係者に対する迷惑行為等は厳に慎むものとする。

(結婚支援事業補助金の交付申請)

第12条 結婚支援事業補助金の交付申請は、小川村結婚支援事業補助金交付申請書（様式第6号）により、村長に提出するものとする。

(補助金対象経費、補助率)

第13条 村長は、結婚を目的に結婚相談所等に登録をするための経費の一部を補助するものとする。補助率は対象経費の2分の1以内とし、同一人5万円を限度とする。

(補助対象者)

第14条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 申請時、満25歳以上の単身者
- (3) 村税等を滞納していない者

(交付決定及び通知)

第15条 村長は、第12条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助

金交付の可否を決定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、小川村結婚支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）を、交付しないと決定したときは、小川村結婚支援事業補助金不交付決定通知書（様式第8号）によりそれぞれ通知するものとする。

（変更等申請）

第16条 補助事業者等は事業の変更、中止の承認を受ける場合は、小川村結婚支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第9号）を村長に提出するものとする。

（実績報告）

第17条 補助事業者等は、事業が完了したときは、当該事業の完了した日（事業の中止又は廃止について村長の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに小川村結婚支援事業補助金実績報告書（様式第10号）を村長に提出するものとする。

（交付額の確定等）

第18条 村長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、小川村結婚支援事業補助金交付額確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者等は、前項の規定による通知を受けた場合は、小川村結婚支援事業補助金交付請求書（様式第12号）により補助金の請求を村長に行うものとする。

- 3 村長は、補助金の交付決定額（変更後の額も含む。）と第1項の規定により確定した額が同じ場合は、補助事業者等に対する同項の通知を省略することができる。この場合において、補助事業者等が行う補助金の交付請求については、前項の規定を準用する。

（交付決定の取消し）

第19条 村長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）不正の手段により補助金を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金交付の条件に違反したとき。

（返還）

第20条 村長は、前条の規定により、補助金の交付を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。ただし、止むを得ない事情により村長が認めた場合はこの限りではない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象活動	活動費
①婚活イベント会場での支援活動及びアフターフォロー ②村内在住の婚活希望者を引合せるための準備又は現場立会 ③村内在住者をマッチングさせるために行う他者との会議への出席 ④その他村長が必要と認める活動	日額5,000円 ただし1年度に100,000円を限度とする。